

林材業労働災害防止計画

(計画期間：平成20年～24年)

林材業に働く人々の安全と健康を守り、労働災害を減らすための5カ年計画です。今年がそのスタートの年にあたります。

林材業の労働災害発生状況、前の労働災害防止計画の達成状況、新たに策定された国の計画等を踏まえ、林業・木材製造業労働災害防止協会は、「林材業労働災害防止計画」を策定しました。

計画の目標

- 死亡者数は、平成24年において48人（林業40人、木材製造業8人）を下回る。
- 死傷者数は、平成24年において同19年に比べ15%以上減少させる。
- 健康確保対策を推進し、振動障害新規認定者数は、平成24年において同19年の人数を大きく下回る。

- ・林業は、国の第11次労働災害防止計画（平成20年～24年）において、労働災害多発業種に指定されました。
- ・林業は他産業に比べ労働災害発生率が著しく高く、年千人率が全業種平均の10倍を上回り、また、木材製造業は製造業平均の約3倍となっています。
- ・前の計画において、林業の死亡災害、死傷災害の目標は達成されませんでした。
- ・死亡災害の約3分の2が伐木・造材作業に集中し、特に、かかり木処理作業に多発しています。
- ・林材業を取り巻く状況は、国産材供給量が増加するなど、大きく変化して来ています。事業量の増加は、労働災害の増大を惹起させる恐れがあります。
- ・このような状況を踏まえ、業界挙げての労働災害防止、とりわけ死亡災害等重篤な災害を防止するための取り組みが重要となっています。

林材業に働く人々の安全と健康は、かけがえのないものであり、
何にもまして尊重すべきものであることを銘記し、
関係者が一体となり、積極的に安全衛生水準の向上に努めていくことが大切です。